

## 子ども・若者サポート情報

SNSの広告などを見て、お試しや1回だけのつもりで低価格の商品を注文したところ、2回目以降は高価格になる定期購入だった、という相談が依然として寄せられています。

### お試しや1回だけだと思ったら… 定期購入だった



SNSの広告を見て、1回だけだと思って約2千円の基礎化粧品を注文した。商品が届き、コンビニ後払い請求書兼明細書に次回発送予定日が記載されていて、定期購入だったことが分かった。2回目は約1万円もするため小遣いでは支払えない。解約したい。（当事者：高校生）

## ひとことアドバイス

**必ず最終確認画面で、定期購入が条件となっていないかなどを確認しましょう。**

特定商取引法では、最終確認画面で販売価格、提供期間などの重要事項を簡単に確認できる表示を義務付けています。誤認させる表示の場合、契約を取り消せる可能性があります。最終確認画面はスクリーンショットで保存しておきましょう。

未成年者が保護者など法定代理人の承諾なく契約した場合、原則として、民法の「未成年者取消権」で契約を取り消すことができますが、未成年者が成人と偽った場合や金額などによっては、未成年者取消が認められないケースもあります。

少しでも不安に思ったら、江南市消費生活センターにご相談ください。(0587-53-0505)

# 通販で宅配荷物の置き配

上手に利用するために！



玄関先などの指定した場所に置くことで配達を完了する「置き配」は、ネット通販を中心に、急速に普及していますが、誤配、盗難などのリスクもあります。メリットとデメリットを理解して利用しましょう。

## 【事例1】

ネットで注文した商品が置き配で配達完了したという通知が届いた。自宅の玄関先に荷物が置いてある証拠の写真が添付されていた。配達完了時間から1時間以内に玄関に取りに行ったところ、荷物がなかった。業者の連絡先が分からない。(60歳代)

## 【事例2】

ネット通販サイトで置き配を指定して注文したが商品が届かない。配送業者から置き配の写真が送られてきたが、自宅ではない。問い合わせ方法が分からない。(70歳代)

## トラブル防止のポイント

ネット通販で商品を注文する際に、初期設定が置き配になっている場合があります。意図せず置き配を選択していないか、注文前に確認しましょう。

置き配を利用する場合は、注文前に利用規約をよく読み、誤配、盗難などのリスクを理解し、トラブルの際の補償、連絡先を把握しておきましょう。

宅配業者からの配達完了通知などで到着を確認したら、早めに引き取りましょう。

困ったときは、**江南市消費生活センター**へご相談ください。

## 江南市消費生活センター

【電 話】 0587 - 53 - 0505

【受付時間】 月曜日～金曜日(祝日、年末年始除く)  
9～12時、13時～15時30分

【場 所】 江南市役所西分庁舎1階(赤童子町大堀99)